

はじめに

読書は言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でとても大切なものです。平成25年2月には、独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」において、子どもの頃の読書活動が多いほど、大人になって、未来志向や社会性、自己肯定感などの意識や能力が高いという結果も報告されています。

しかしながら、近年、スマートフォンなどの情報通信機器やデジタルメディアの急速な普及、習い事・クラブ活動等の増加により子どもの自由時間は減少し、子どもの読書環境にも大きな影響を受けています。このような大きな環境変化の中で、子どもの興味や関心の多様化が進み、子どもの活字離れや本離れが更に進むことが懸念されています。

こうした現状を憂慮して、国や県は、様々な施策により子どもの読書活動を推進し、子どもたちの読書離れを防ぎ、生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付け、豊かな心を育む読書活動を推進するとしています。

養老町では、平成23年に「養老町第5次総合計画」を策定し、「みんなで力をあわせる絆のまち」を基本理念とし、「地域文化を育むまちづくり」の施策の一環として図書館機能の充実が位置づけられ、教育機関だけでなく子どもにかかわる各方面の協力により、読書活動を積極的に推進してきました。

町においても、国と県の第三次までの計画の策定と本町のこれまでの取組をふまえ、ここに「養老町子どもの読書活動推進計画」を策定し、本町における子どもの読書活動の推進に関する基本的な方向と施策の具体的な取組を示すこととしました。

この計画に基づき、家庭・地域社会・関係機関等が一層連携し、力を合わせて子どもの読書活動をさらに推進していきたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解やご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力・ご協力をいただきました関係各位に心より厚くお礼申し上げます。

平成31年2月

養老町教育委員会

第1章 子どもの読書活動推進計画策定の背景

1 国の動き

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」が公布・施行され、読書活動推進の基本理念が定められました。また、同法第8条及び第9条により、国及び地方公共団体に対して、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、平成14年8月に第一次計画、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画が策定され、施策の基本的方針と具体的な方策が示されています。

【第三次計画基本的方針】

- (1) 家庭・地域・学校を通じた社会全体における取組
- (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備
- (3) 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもの読書活動に関連する法律などの推移

平成13年12月	子どもの読書活動の推進に関する法律
平成14年 8月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第一次計画）
平成17年 7月	文字・活字文化振興法
平成20年 3月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第二次計画）
平成20年 6月	図書館法の改正、国民読書年に関する決議
平成24年12月	図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正
平成25年 5月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第三次計画）
平成26年 6月	学校図書館法の一部を改正する法律の公布

2 県の動き

岐阜県では、平成20年12月岐阜県の教育の新たな指針となる「岐阜県教育ビジョン」が作成され、平成26年3月に教育を取り巻く新たな課題や変動する社会情勢に対応する指針として、「第2次岐阜県教育ビジョン」として改訂されました。教育基本法（平成18年法律第120号）第17条に基づいて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や、今後推進すべき具体的施策を明らかにする岐阜県の教育振興基本計画です。

また、「岐阜県子どもの読書活動推進計画」は、平成16年3月に策定し、平成22年3月に第二次計画、平成27年3月に第三次計画が策定されました。第三次計画では、「目標」及び「5つの基本的方針」が次のように示されています。

【目 標】

「生涯にわたって読書を楽しみ、
読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進」

【基本的方針】

- (1) 本との出会いの提供
- (2) 楽しみながら進める読書の習慣化
- (3) 本から学ぶ力の育成
- (4) 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供
- (5) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

子どもの読書活動推進にあたり、国による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次計画）」、岐阜県による「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第三次計画）」の基本的方針をふまえ、次の3点を基本的方針とします。

(1) 子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援

家庭・地域・学校等が相互に連携・協力して実施します。子どもの読書習慣及び学びへの取組を支援し、乳幼児から本に親しむ環境をつくります。

(2) 子どもの読書環境の整備

子どもにとって身近な場所である家庭・保育園・こども園・学校においてたくさん本の触れ、読書の楽しさを知り、本の世界に心惹かれることができる読書環境を整備します。

(3) 子どもの読書活動に関する普及と啓発

地域全体で子どもの読書活動を推進していく意義を町民に理解してもらうために、広報を積極的に行い、広く普及・啓発に努めます。

2 計画の対象

この計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、おおむね18歳以下の子どもとします。また、この計画の目的を達成するためには、町民の方々の理解と協力が必要であることから、保護者や家族をはじめ、教職員、地域ボランティア、行政関係者等も対象とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成31年（2019年）度から平成33年（2021年）度までとします。

第3章 現状と課題

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域の役割

子どもが「本を楽しむ力、本を読む力」を身につける上で、一番初めに大きな影響力を持つのは家庭です。このため家庭においては、子どもの身近に本を置き、読み聞かせをしたり、図書館に出向いたりして、様々な手段で子どもと一緒に本を楽しみ、本を読む喜びを感じる機会を作ることが重要です。また、読書を通じて感じたり考えたりしたことを家庭で話し合うなどして、子どもが自ら考え、他の人に伝える力を育むことで、子どもの成長や家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの生活拠点において身近な場所で本に親しむ環境の整備が必要です。園・学校・町立図書館に限らず、子どもに関わるさまざまな施設での取組が求められます。各地区公民館や児童館の図書室においても、読書活動の推進が望まれます。

また、子どもの定期健診においても、保護者に対し読書活動の重要性についての理解促進を図り、子どもと本との出会いを提供します。

(2) 現状の取り組み

① ブックスタート事業の実施

乳幼児期から家庭で本に親しむ環境づくりができるよう、絵本との出会いの大切さ、絵本の選び方、読み聞かせのポイント等を保護者に説明し、家庭でも赤ちゃんが気軽に絵本と触れ合えるよう取り組んでいます。読み聞かせボランティアの協力のもと、絵本の読み聞かせや手遊びも実施しています。

② 家庭読書

保護者自身が読書を楽しむ姿を見せることは、子どもの良きお手本となり、子どもが読書好きになる効果的な方法です。ノーメディアデーを作り、ゆったりした時間に読書をして家族間のコミュニケーションを図ることの大切さを伝えていきます。

③ 大型絵本等の団体への貸出

子ども会活動や読み聞かせ活動をしている各読書サークルや子育て関係団体等に、大型絵本や大型紙芝居の団体貸出を行っています。

(3) 課 題

- ・子ども向けの本についての情報の提供
- ・家庭において大人が進んで読書を楽しみ、家族ぐるみで読書に親しむ環境づくり
- ・ボランティアサークルへの支援・育成
- ・地区公民館の図書室の周知・活用

2 保育園・こども園における子どもの読書活動の推進

(1) 保育園・こども園の役割

この時期は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。子どもは絵本や物語など、見たり聞いたりした内容を自分の経験と結びつけながら、想像したり、表現したりすることを楽しむようになります。就学前に絵本の楽しさを体験することは、将来の読書活動を進めるためにも大切であり、この時期の子どもが長い時間を過ごす保育園・こども園は、重要な役割を担っています。言葉を使ってコミュニケーションする力や考える力が育つのもこの時期です。物語の中の多様な感情に触れることで、子どもは豊かな心を育んでいきます。

また、子どもの読書習慣は、何より家庭の中で親子のふれあいを通して少しずつ身についていくものである。そのため、保護者に読み聞かせの大切さや意義を伝えることも大切な役割の一つです。

(2) 現状の取り組み

① 読み聞かせ

園では、読書活動の時間を保育計画・教育計画に位置付け、指導の方針として日常的に保育教諭等による絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを誕生会だけでなく、定期的に開催している園もあります。

② 本の貸出

園では、子どもたちが自分の好きな絵本を選んで持ち帰り、家庭で読み聞かせをしてもらえるよう本の貸出を行っています。

(3) 課 題

- ・こども園等での絵本・紙芝居の読み聞かせによる興味の促進
- ・年齢にあったおすすめ絵本などの情報提供
- ・読み聞かせなどボランティアへの保護者の参加の促進

3 小中高等学校における子どもの読書活動の推進

(1) 小中高等学校の役割

子どもの読書習慣を身に付けるうえで、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。子どもは読書を通じて、読解力、創造力等を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知識探求心が培われます。低学年では、大人の手助けが必要な読み聞かせも有効です。学年が進むと、生活環境の広がりにより、興味関心も多様化し、自主的な学習や授業を中心に調べ学習などを積極的に行うことも有効です。また、スマートフォンやタブレットなどの IC 機器で活字に触れる機会も増えます。

中学生、高校生と学校段階が上がるにつれて読書習慣が失われている傾向があります。学校図書館での図書の貸出しの促進や、学校での朝読書など一斉読書の継続により、常に身近に本がある状態をつくることで再び本の世界に戻ってくることは往々にしてあることから、継続は大変重要です。また、いつでもどこでも読書ができる利点を生かした電子書籍の適切な活用も、読書活動に有効な手段と思われれます。

特別支援学級等においては、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態に応じた選書や環境工夫、視聴覚機器の活用、読み聞かせの充実など読書活動の推進が必要です。

このように学校では、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けられるような環境を整備し、適切な支援を行っていくことが重要です。

(2) 小中高等学校の取り組み

① 学校での一斉読書や朝読書の実施

各学校の特色や地域・子どもの実態に即して、全職員で様々な取組を行っています。始業前の朝の活動時間に、読書をする朝読や一斉読書を実施しています。

② 読書記録ファイルの作成

小学校入学時に一人一冊読書に関するファイルを配布し、各学年で目標冊数が設定され、卒業するまでにどんな種類のどんな本を読んだか記録して、全校で多読者を表彰し啓蒙しています。どの子もその子なりに進んで読書に取り組めるよう、この記録を読書指導にも活用しています。

③ 読書に関する催し

各学校は、図書館まつりや読書週間を開催し、図書委員会が中心になって全校児童生徒が楽しく取組めるよう工夫しています。また、教職員によるおすすめ図書や

課題図書・教科書関連図書等の案内掲示をし、多くの本と出会える環境をつくり幅広い分類の読書をすすめています。

また、語りやおはなし会を定期的に保護者や地域ボランティアの方により行っています。

④ 学校図書館担当事務職員（学校図書館司書）の配置

学校図書館の充実を図るため、町では専任の職員を小中学校に各一名配置しています。教員と連携しながら各教科において学校図書館を活用した調べ学習や、学校図書館サービスの改善・充実に大きな役割を果たしています。また、町立図書館と各学校図書館において、統一の「図書システム」が構築されていることで、相互貸借利用が簡易になり、子どもに必要な本を月に一度学校へ届けています。

また、司書会を毎月定例で開催し、町内小中学校図書館の情報共有や交流を行っています。年に一度先進地の学校図書館などの視察や、県学校図書館コンクールに参加するなど、子どもへの適切なアドバイスや魅力ある学校図書館づくりのレベルアップを、全町あげて図っています。

なお、小中学校図書館司書会には町立図書館の職員も参加し、連携・協力体制を整えています。

(3) 課 題

- ・子ども達が利用したくなるような学校図書館の整備
- ・学校における読書活動の取り組みの継続
- ・学年、学校段階が進むにつれて難しくなる読書時間の確保
- ・読書に親しむ機会を増やすため、授業で学校図書館の利活用の増加
- ・教師は蔵書を理解し、図書と関連した学習の増加

4 養老町図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 養老町図書館の役割

町立図書館は、子どもにとって豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを知ることができる場所で、調べ学習など自主的に課題解決をする身近な施設であるとともに、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として重要な役割を担っています。

図書館では、子どもやその保護者を対象にした読み聞かせや講座、展示等を実施していますが、子どもが本や図書館に親しむ機会を増やすため、図書資料のさらなる充実を図るほか、各関係機関との連携を強化し、読書活動をすすめます。

(2) 養老町図書館の取り組み

① 子どもの利用のためのスペースやコーナー

図書館が子どもにとって気軽に利用できる場所であるために、町立図書館では1階に児童開架、おはなしコーナーを設けています。また、子どもが主体的に読みたい本を選択するために、図書検索機を設置しています。

個々の発達に応じて、ヤングアダルト（以下「YA」という。(注①)）など手軽に読める本の充実・整備に努めています。

(注①) ヤングアダルト (YA) : 英語圏において児童文学と文学一般の間に young adult というカテゴリーを設けている。図書館への興味がなくなるこの年代に対し、大人と子どもの中間にいるその年代独特の要望に応える読み物を含む多分野に渡る資料。

② 司書資格を有する専門的職員の配置

子どもの読書活動へ手厚いサポートができるよう、専門的職員として司書を配置しています。児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識等を身に付け、子どもや保護者に対して図書案内や相談等に応じるよう努めています。

③ 読み聞かせ

毎週土曜日と第2、3、4の日曜日に1階のおはなしコーナーで、読み聞かせボランティアやこども園・小学校の読書サークル等が連携して絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。毎月第3火曜日は、同様に1階のおはなしコーナーで、赤ちゃんと保護者を対象に、ボランティアにより絵本の読み聞かせや手遊びを実施しています。楽しんで本に接するきっかけづくりを行っています。

④ 図書館まつり

団体の活動の場として、また、読書活動の推進を図るため、毎年2月に人形劇や読み聞かせなどを行っています。

⑤ ボランティアの支援

地域の読書活動を支えるボランティアの育成として、家庭での読み聞かせのポイントや本の選び方などを学ぶ「読み聞かせ講座」を毎年実施しています。また、スキルアップのために他地域の研修会や講演会などの情報を提供しています。

⑥ 学校図書館との連携

平成24年4月から電算システムの整備により小中学校図書館と相互貸借を開始し、月1回各学校から町立図書館に依頼のあった本を貸出しています。

また、小中学校図書館司書会に町立図書館の職員も参加し、情報交流を行い意思の疎通をはかり、学校図書館運営へのアドバイスなどを行っています。

⑦ 施設見学の受入、小中学生の職場体験の受入

小学校からの施設見学を受け入れています。校外学習として来館する時は、事前に質問事項をもらい、図書館理解を促し、町立図書館に来たことがない子どもたちが、「図書館には、いっぱい本がある。」「また来てみたい。」という気持ちを育むためにも、多いに活用していただきたいと考えています。

また、小中学生の職場体験を受け入れ、カウンターでの図書の貸出・返却・整理作業や、おすすめの本のPOP作りなどを行い、図書館により深く親しんでもらえるよう体験プログラム作りと指導を行っています。

⑧ 読書通帳の設置

貸出カウンターに読書通帳を設置し、借りた本の名前や作者、感想等を記載することで、楽しみながら読書を習慣化する取組をしています。

⑨ 障がいのある子どもへの配慮

障がいの種類や程度に関わらず、すべての子どもたちが楽しむことできるように、「布絵本」や「さわる絵本」、点字図書、録音図書などの整備に努めています。

⑩ 啓発の促進

町広報や町ホームページへ、新刊案内・事業募集等を掲載し、子ども読書活動の内容をPRしています。

(3) 課 題

- ・図書館に来たことがない町民や図書館の様々なサービスを知らない方へのPR
- ・進学すると読書から離れがちになるため青年前期（13歳～17歳）へのサポート